厚生関連資料

今月の資料（法 法律，令 政省令，告 告示，通 通知，事 事務連絡，他 その他）

＊本欄で示す“p.00/p.00”は，原則“診療点数早見表 2014 年 4 月版/2015 年 4 月増補版”ページ数です。

告　厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部改正

平成 27 年 8 月 31 日
厚生労働省告示第 356 号

【解説】8 月 6 日の先進医療会議で承認された先進医療 A の 1 技術と，取り下げが報告された先進医療 B の 1 技術が官報告示されました。9 月 1 日からの適用です。

（p.1327 右段下から 14 行目／p.1350 左段 17 行目の次に挿入）

62　CYP2D6 遺伝子多型検査

イ　対象となる負傷，疾病又はそれらの症状

ゴーシェ病

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①専ら小児科に従事し，当該診療科について 1 年以上の経験を有する。

②小児科専門医である。

③ゴーシェ病の診療経験を有する。

(2)　保険医療機関に係る基準

①小児科を標榜している。

②実施診療科において，ゴーシェ病の診療経験を有する医師が 1 名以上配置されている。

③薬剤師が配置されている。

④臨床検査技師が配置されている。

⑤病床を 200 床以上有している。

⑥当該療養を実施する病棟において，1 日に看護を行う看護職員の数が，常時，入院患者の数が 10 又はその端数を増すごとに 1 以上である。ただし，当該病棟において，1 日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には，当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が，本文の規定にかかわらず，2 以上である。

⑦当直体制が整備されている。

⑧ 24 時間院内検査を実施する体制が整備されている。

⑨医療機器保守管理体制が整備されている。

⑩倫理委員会が設置されており，必要な場合に事前に開催する。

⑪医療安全管理委員会が設置されている。

（p.1328 右段 9 ～ 12 行目／p.1350 右段 28 ～ 31 行目を訂正）

29　削除（自己口腔粘膜を用いた培養上皮細胞シートの移植術）

告　基本診療料の施設基準等の一部改正

平成 27 年 8 月 31 日
厚生労働省告示第 357 号

【解説】国家戦略特別区域法等の一部改正（平成 27 年法律第 56 号）に伴い，基本診療料の施設基準が改められました。「国家戦略特別区域限定保育士」とは，資格取得後 3 年間は資格を取得した国家戦略特区内のみで働くことができ，4 年目以降は全国で働くことができる保育士のことです。

（p.956 左段 2 行目／p.971 右段 12 行目に下線部を挿入）

第 9　特定入院料の施設基準等

9　小児入院医療管理料の施設基準

(7)　小児入院医療管理料に係る加算の施設基準

イ　当該病棟に専ら 15 歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士〔国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 4 第 5 項に規定する事業実施区域内にある保険医療機関にあっては，保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士〕が 1 名以上配置されていること。

ロ　小児患者に対する療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

事　疑義解釈資料の送付（その 15）

平成 27 年 9 月 3 日
保険局医療課事務連絡

【解説】2014 年診療報酬改定についての疑義解釈に関する事務連絡が発出されました。

【処置】

問 1　J003 局所陰圧閉鎖処置（入院）（1 日につき）は，「特定保険医療材料の局所陰圧閉鎖処置用材料を併せて使用した場合に限り算定できる」こととされているが，局所陰圧閉鎖処置用材料を算定した日しか当該処置料は算定できないのか。

答　過去に局所陰圧閉鎖処置用材料を算定していて，引き続き当該材料を使用して治療を行っている場合には，当該材料を算定した日以外の日であっても，1 日につき 1 回，当該処置料を算定できる。

【手術】

問 2「ザイヤフレックス注射用」について，拘縮索への注射に加え伸展処置を行うことがあるが，注射と伸展処置とを併せた技術料についてはどのように算定できるのか。

答　当該薬剤の 1 回の投与（同一日に複数

カ所に注射を行った場合を含む）及び伸展処置に係る一連の手技として，G 000 皮内，皮下及び筋肉内注射（1 回につき）ではなく，K075 非観血的関節授動術の「3」肩鎖，指（手，足）を算定できる。

【小児補助人工心臓】

問 3　「『特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について』等の一部改正について」（平成 27 年 7 月 31 日付け保医発 0731 第 2 号）に「心房脱血用カニューレは右心補助について 1 個を限度として算定する」と記載があるが，左心補助に際して，左房脱血を目的として心房脱血用カニューレを使用する場合も想定しうる。添付文書上も制限がなく取扱説明書にも左房脱血についての記載があるが，この場合，心房脱血用カニューレは算定できないのか。

答　左心補助に際し，左室脱血の代替手段として左房脱血を行う場合は，右心補助に準じて心房脱血用カニューレを算定しても差し支えない。ただし，この場合，心尖部脱血用カニューレを同時に算定することはできないことに留意されたい。

問 4　「『特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について』等の一部改正について」（平成 27 年 7 月 31 日付け保医発 0731 第 2 号）に「当該材料を，前回算定日を起算日として 3 カ月以内に算定する場合には，その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する」と記載があるが，これは前回算定日から 3 カ月以内は算定ができないということか。

答　前回算定日を起算日として 3 カ月以内に算定する場合には，その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載することとしており，その理由が医学的に妥当であれば算定できる。

通　医薬品医療機器法上の承認，効能・効果等の変更に伴う留意事項

平成 27 年 9 月 24･28 日
保医発 0924 第 2 号・0928 第 1 号

【解説】医薬品医療機器等法第 14 条第 9 項に基づき，シプロキサン注の効能・効果等の一部変更承認，ザガーロカプセルの承認がなされたことにより，使用上の留意事項通知が出されました。

（p.442 左段下から 22 行目／**p.449 右段 32 行目**の次に挿入）

→アボルブカプセル 0.5mg

アボルブカプセル 0.5mg の効能・効果は「前立腺肥大症」であり，本製剤を有効成分が同一のザガーロカプセル 0.1mg 及び同 0.5mg の効能・効果である「男性における男性型脱毛症」の治療目的で処方した場合には，保険給付の対象としない。

（平 27 保医発 0928･1）

（p.463 右段下から 27 行目／**p.472 右段 32 行目**の次に挿入）

→シプロキサン注 200mg

既収載の注射用シプロフロキサシン製剤については，本製剤と用法・用量等が異なるものが存在するため，その使用に当たっては製剤ごとの用法・用量等を確認する。

（平 27 保医発 0924･2）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正

平成 27 年 9 月 30 日
厚生労働省告示第 403 号

【解説】8 月 26 日の中医協で保険適用が承認された**半導体レーザー用プローブ**等が官報告示されました。

（**p.823 右段 3・4，8 ～ 10 行目**を削除）

117 植込型除細動器
(2)　植込型除細動器（Ⅲ型）
　② MRI 対応型　3,240,000 円
　~~同（承認番号：22500BZX00292000，22500BZX00294000）~~
　~~(14.4 ～ 15.9)　3,320,000 円~~
(4)　植込型除細動器（Ⅴ型）
　② MRI 対応型　3,300,000 円
　~~同（承認番号：22500BZX00292000，22500BZX00294000）~~
　~~(14.4 ～ 15.9)　3,380,000 円~~

（p.816 右段 8 行目／**p.830 左段下から 9 行目**の次に下線部を挿入）

132 ガイディングカテーテル
(3)　脳血管用
　③高度屈曲対応型　88,700 円

（p.817 右段 20 行目／**p.831 右段 18 行目**の次に下線部を挿入）

133 血管内手術用カテーテル
(22)　脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム　1,390,000 円

（**p.838 左段下から 23・22 行目**を削除）

144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器
(1)　単極又は双極用
　② MRI 対応型　4,420,000 円
　~~同（承認番号：22500BZX00293000）~~
　~~(14.4 ～ 15.9)　4,530,000 円~~

（**p.845 左段 14・15 行目**を削除）

182 バルーン拡張型人工生体弁セット
　4,430,000 円
　~~同（承認番号：22500BZX00270000）~~
　~~(14.4 ～ 15.9)　4,650,000 円~~

（p.830 右段下から 10 行目／**p.845 右段下から 18 行目**の次に挿入）

187 半導体レーザー用プローブ
　231,000 円
　同（承認番号：22700BZX00165000）
　(15.10 ～ 16.3)　243,000 円